

令和4年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年3月8日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和4年3月8日(火) 午前 8時57分
散 会 日 時	令和4年3月8日(火) 午後 3時17分
委 員 長	永 沼 博 昭
委員会出席委員	
委 員 長	永 沼 博 昭
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 坂 本 国 広 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 1 2 号	鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 9 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 0 号	令和 4 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 2 5 号	令和 4 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監 関 口 泰 清
危機管理課長 金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長 田 口 千 恵 子
市民生活部副部長 関 根 則 男
自治振興課長 伊 藤 正 一
市民課長 新 井 隆 司
市民課副参事 川 又 敦 子
国保年金課長 野 口 豊 和

(環境経済部)

環境経済部長 飯 塚 孝 夫
環境経済部副部長 高 坂 清
環境経済部副部長 外 島 洋 志 男
環境課長 長 澤 和 弘
環境課副参事 高 橋 亮 介
農政課長 山 崎 淳 一
環境経済部副部長兼農業委員会事務局長 堀 越 延 年
商工観光課長 清 水 健 紀
道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 行
道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一

吹上支所副支所長 大 島 和 之
吹上支所市民グループリーダー 加 藤 勝 美
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

事務局長 岡 田 和 弘
書記 小 林 美 奈 子

(開会 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。羽鳥健委員と諏訪三津枝委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第12号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された部分、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第20号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、その都度に休憩を挟みますので、関係しない執行部は退席をお願いいたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第19号については、歳入と歳出は関連していることから、歳入、歳出を一括して執行部から説明の後、質疑の順としたいと思います。また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算及び予算については予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

(諏訪) 私、質疑通告させていただいておりますが、議案の第19号でございませけれども、全部で8点なのですが、資料の請求をお願いをしたいと思いますが、お願いいたします。

(委員長) 諏訪委員から資料の請求がありました。議案第19号のみですか。

(諏訪) はい。

(委員長) について資料請求がありました。資料請求について、各委員のご意見を伺います。何か意見のある方はいますか。

(小泉) 資料請求についてなのですからけれども、この委員会のほうは答弁、質問の通告なりしていると思うので、それで説明をしていただければ資料請求は必要ないのかなと考えます。資料請求については、最初の議会の最初の人に資料請求ある方という話をしてあったので、深める意味でという部分だと思うのですけれども、そこは答弁なりで話を進めていけばどうなのかなというところでいかがでしょうか。

(諏訪) 質疑通告書の真ん中のところに希望ありで全部示しましたけれども、もちろん最初の会議の中でも、本会議の中でも一部説明、答弁のあったものもあるのですが、数字の正確性を期すために、主に数字に関連したものの請求をさせていただいています。

(大塚) 確認ですけれども、ここで今の資料請求というのは、個人ではなく委員会としての請求という取扱いなのか、それはどうなっていますか。

(委員長) 私から言わせてもらいますけれども、委員会での資料請求は委員会全体としての資料請求になりますので、個人の請求ではなくなります。

(大塚) 私もこの委員会に長くしばらくいるのですが、委員会における資料請求というのはちょっと記憶にないのです。もし必要があるのであれば、通常であれば会議の大本になります議会運営委員会という集まりの中で、これとあれがというのが今まで出てきた一般的な形かなと思うのです。

それともう一つは、質疑のために当然必要とされて請求をされているのだと思うのですが、執行部、担当課というのですか、そこにこの分の数字を教えてくださいということで、本会議前でも、過日の議案質疑その前でも、その後でも、ちょっとメモしていないので教えてくださいとい

うのが可能であれば、個人としてはそこで十分かなと私は思います。先ほど委員長が言ったように、委員会としてということになると、委員会の総意として必要だという判断で請求になるわけですから、個人で必要な部分については、執行部がそれを教えないとか、答えたくないというのが事前にやり取りがあったのであれば、それはこの委員会の中で必要なのですというのを訴えてもいいと思うのですけれども、判断としては個人で例えば事前に執行部に確認をしたのだけれども、明確なものが出てこなかったとか、あるいは広い意味で委員会の委員全員が必要と感じたので委員会として請求をしてほしいということなのか、それちょっと真意が分からないのですが、委員会としての資料請求ということになると、ちょっとニュアンスが違うのかなという気はします。

以上です。

（諏訪）先ほども申しあげましたけれども、本会議場での各議員の質疑の中で、それはそこまで私自身が気づかなかったものを質疑をされて、その答弁の内容でより数字に正確が必要だなと思いましたので、今回とりわけこの市民環境常任委員会の中で皆さんにも必要があるのかなと思いましたので、請求させていただきました。

（羽鳥）委員会付託されて、市民環境常任委員会に託されているわけですから、その中で話し合った上で、執行部のほうで出しても問題ないという資料であれば、委員会の円滑な運営に参考資料としてあったほうが私ども他の委員のほうも非常に参考になる、勉強になりますので、出せるのであれば委員長裁量で出していただければと思います。

（坂本）諏訪委員個人で取得するというだけでもよろしいのでしょうか。

（諏訪）私、もともと個人で請求をする予定でおりましたけれども、委員会の特性もあり、委員会で決めてほしいということでございましたので、今回このように発言させていただきました。

（坂本）諏訪委員から通告の内容で出ているのですが、これ執行部のほうはすぐに出せる内容のものなのかどうかもちょっと確認させてください。

（市民生活部長）執行部としては、ご用意できるものと、改めて数字を

寄せ集めて加工して作り直さなければならないもの等もございます。ご質問には誠意を持ってできる限りお答えしたいと思っておりますし、答弁の中でその数字のほうも申し上げられるものは申し上げたいと思っておりますので、それでご理解いただければいいと思っておりますが、改めて資料としてどうしても必要かというところを論議していただければと思うのですが。

（環境経済部長）うちのほうの部は、コウノトリの関係の委託料だとか場所、あと農薬の使用の実態とかって、これちょっとすぐはお渡しできるようなワンペーパーみたいな資料はちょっとないと思うのです。ですので、またあとはこの委員会のほうの資料の請求というのが今回の実態になったときに、委員さんのほうが事前に質疑を、事前が今回だけかもしれないのですけれども、いただいたときにどのタイミングで資料をお渡しするのかというのも少しあると思うのです。事前に、例えばこの初日の朝に、今回は違いますけれども、初日の朝に今後出すとか、この期間中に出せばいいのだよとか、いや、質疑をされていてやっぱり分からなかったのが追加として数字の確認として出すのかというタイミングもちょっとあると思うのです。そのほうを論議してもらおうと、できればやっていって、やっぱり分からなかったのが改めて詳しい資料が欲しいのですみたいなほうが私たちのほう的にはいいのかな。少なからずそういった事前のところの質疑に回答できるような、事前にいただいてできるような数字だとかというのをしっかり押さえては臨んでいるとは思いますが、あとはその出すタイミングとかというのもちょっと論議してもらえればいいかなと思います。

以上です。

（坂本）すぐに用意できないものもあると思いますので、その辺諏訪委員と執行部とのほうでの話を調整してやられたらいいのかなというふうには私は感じました。

以上です。

（小泉）執行部のほうから答弁もありましたけれども、今回質問をする中で、質問と答弁とで繰り返しキャッチボールはされると思うのですけ

れども、その中で個人的に、そういうさっき数字の確認という部分でということだったので、委員会としてではなくて個人的に、すぐ出る出ないというのもあると思うので、そこはまた質問をしてから、委員会が終わってからののか、ちょっとそのタイミングという部分があるかと思うのですけれども、それでやっぱり知識を深めるなり、数字を追っていくなりということが必要であれば、個人的に執行部なりに数字を確認すればいいのかなと、今ちょっと聞いた中で私はそう思いました。

以上です。

(諏訪) そうしましたら、先ほど市民生活部のほうでは加工しないと出せないものもあるということでしたので、逆に加工せずに既に本会議場で答弁をされた国保の関係の被保者の数字だとかというのはすぐにお出しできるのかなと思いましたので、すぐに出していただけるものは、加工せずに出していただけるものはできたら出していただきたいなと思います。といいますのは、この委員会で、この2日間の間で、要するに私どもも表明をしなければなりませんので、賛否の、そういったもののやはり基本となるデータだと私は思いますので、出せるものは出していただき、そして加工しなければ出せないものに関しては本会議の最終日までに出して、作っていただけるかどうかなのですけれども。

(委員長) ここでちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時11分)



(開議 午前9時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を続けます。

まず、諏訪委員から出されている資料請求について、執行部のほうから可能かどうかということをもまずご意見をいただきたいと思います。

まず、諏訪委員から出されている資料請求は、戸籍手数料の窓口交付数及びコンビニ交付数の推移ということですが、これはいかがでしょうか。

(市民生活部長) お答えいたします。

戸籍手数料の窓口交付数とコンビニ交付数の推移ということですが、こちらのほうについては資料がございますので、お出しできると思います。

それと、自治会、次に行ってしまうても……

(委員長) はい。次に、自治会の自治会加入世帯数及び推移について。

(市民生活部長) 自治会ごとのということでご要望いただいております。自治会加入世帯数とその推移については、合計で市全体での数字はすぐにお出しできますし、捉えておりますが、自治会ごととなりますと235自治体ございまして、かなりの時間を要するかと思えます。ちょっと明日までには難しいかなと考えております。

(委員長) 全体の、全体というか、一部の提出は可能ということですね。

(市民生活部長) 合計は可能です。

(委員長) 次に、公共交通維持事業のコース別の利用数の推移でございます。

(市民生活部長) コース別、これコミュニティバスになるのですけれども、コース別の利用者数の推移は捉えてございます。ただ、曜日別になりますと市のほうにデータがございませんので、今資料がございません。

(委員長) 一部可能ということで。

(市民生活部長) はい、一部可能。コース別は可能です。

(委員長) 次に、デマンド交通運行事業の利用実態及び積算根拠についてですが。

(市民生活部長) デマンド交通運行の利用実態は、言葉でになるので、数字ではございませんので、実態ということではお話をして、積算根拠についても予算を出しておりますので、これはお出しできます。

(委員長) 可能という。

次に、個人番号住基ネットワーク事業の会計年度任用職員の人数、時間外勤務手当の積算根拠についてですが。

(市民生活部長) 会計年度任用職員の人数は分かっております。捉えております。また、時間外勤務手当の積算根拠についても、予算書の数字の積算根拠をお出しできます。

(委員長) 次に、コウノトリ里づくり事業の委託料、生き物等調査、農薬使用の農地の実態についてですが。

(環境経済部長) 委託の関係の調査の場所、期間に関しては、当然委託

していますので、資料を加工すればできます。ただ、農薬の使用の、農薬使用の農地というのはちょっと調べていませんので、こちらのほうは出すことができません。

以上です。

（委員長）一部可能ということですね。分かりました。

繰り返します。諏訪委員の出された資料の中で、戸籍手数料の窓口交付数及びコンビニ交付数の推移については資料として提供できる。そして、自治会の自治会加入世帯数及び推移については、全体としては出せるけれども、個別的には出せない。一部可能ということですね。

次に、公共交通維持事業のコース別の利用推移については、これも一部可能ということですね。

次に、デマンド交通運行事業については、利用実態及び積算根拠について、これは出せるということですね。

それから、個人番号住基ネットワーク事業の会計年度任用職員の人数、時間外勤務手当の積算根拠については出せるということですね。

次に、コウノトリ里づくり事業委託料、生き物等調査については出せませんが、農薬使用の農地の実態については出せないということによろしいですね。

（市民生活部長）ただいまの一般会計の議案第19号の資料請求のお話だったのですが、特別会計のほうがございまして、そちらのほうはお答え……

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時50分）



（開議 午前9時54分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を続けます。

諏訪委員から意見を求められておりますので、諏訪委員、許可します。

（諏訪）先ほど私、19号だけをお伝えしたのですけれども、申し訳ありません、20号と25号も追加でお願いをしたいと思います。

（委員長）20号と25号について、執行部の意見を伺います。

(市民生活部長) それでは、国保の所得階層別の加入世帯数、こちら捉えております。また、それにひもづく被保者数なのですが、こちらの資料もございますので、ご提供できます。

それと、後期高齢の値上げ額の詳細ということですが、こちら広域連合のほうで決めておりますので、そちらから来ている資料がございます。そのままですらよろしければご提供できます。以上です。

(委員長) それでは、お諮りいたします。諏訪委員より請求のありました資料について、委員会に提出いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては全部または一部の資料の用意を明日の開会前に全委員に提出をお願いいたします。

(大塚) 資料提出の方法なのですが、今回委員会開催に当たっても事前にいわゆるデータでいただいているのです。今議会は、市全体もそうなのですが、ペーパーレスの対応を限りなくしているわけですが、その出していただけの予定のものについては紙ベースの現物になってしまうのか、それともちょっと手間かかりますが、タブレットに収納できるような作業もするのか。ペーパーレスということを一応確認をしたいので、どんな形になるのか、それだけ確認していただけますか。

(委員長) いかがですか。

(ちょっと暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時57分)



(開議 午前10時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を続けます。

大塚委員の質問に対して答弁ありませんか。

(環境経済部長) データのほうで、せっかくもうデータでやるということで議会のほうも、市のほうもやっていますので、データのほうでお送

りすると。ただ、タイミング的には8時半、明日ですとあしたの8時半からデータがアップロードできるというような状況にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) それでは、資料のほうよろしくお願ひいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を続けます。

初めに、議案第12号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(危機管理課長) 議案第12号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

これは、全国的に消防団員数が減少していること、災害が多発化、激甚化している中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇の改善を図るため、総務省消防庁により非常勤消防団員の報酬等の基準が定められました。このことから、本市においても条例において費用弁償として規定している出動日当を出動報酬に変更するとともに、火災、水害などの職務に従事した場合の出動報酬額を現在の1回につき2,000円であったものを、1回につき活動時間が4時間までの場合は4,000円、4時間を超え7時間45分までの場合は8,000円に規定するなど、改正を行うものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) 質疑通告しておりませんが、一応3点にわたって質問させていただきます。

こちら、日頃とても頑張っている消防団の方々の報酬として上げるといふこととなります。まず第1に、令和2年4月1日現在で441人の

定員に対し401人の団員というふうには公表されていますが、充足率は90.9%というふうに出ておりました。最新の人数と充足率を1点目としてお伺いいたします。

2点目が火災、水害……

(何事か声あり)

(諏訪) 一問一答。失礼いたしました。

(危機管理課長) 直近の消防団員、令和3年4月1日現在ですが、実団員数は390名です。その後、途中入団されて、現在では394名が実員となっております。

充足率なのですが、すみません、計算をさせてください。充足率は88.43%になります。390名のとき、88.43%になります。

以上でございます。

(諏訪) やはり2年で充足率も下がっている、団員数も下がっているという全国的にも同じような状況で、当市においても同じような状況かと思えます。

再質問といたしましては、今後団員の募集、こういった方法で行っていくのかを伺います。

(危機管理課長) 現在、消防団員の募集は、多くのやり方としては現在の消防団員が地元の方たちを勧誘するという形で主に行っております。また、その際には自治会であったり、自主防災会、また町の多くの方を知っている有力者の方だとか、そういった方たちのご紹介にて消防団員を募集しているのが現状でございます。

以上でございます。

(諏訪) 今回、報酬となり、引上げがされる議案となっておりますけれども、この報酬引上げによって団員の減少に少し歯止めがかかるというように考えてよろしいのか伺います。

(危機管理課長) 歯止めがすぐにかかるとは私どもも思っておりません。ただ、現在の多くの災害に消防団員が活躍している中で、一番消防団員の手当が少ないというのが全国的な災害の流れでございました。こちらの算出の基礎となっているものが自衛隊の予備自衛官の1日当たり

の出動日当を基にしております。鴻巣市では2,000円を支払っておりますが、地域によってはこの出動手当が数百円というような市町村もあるのも現状でございます。そういった中から国が基準を示して、現在1日当たり8,000円というので基準を示したのが今回の改正の主な内容となっております。

以上でございます。

(諏訪) 消防団の役割といいますか、職務なのですからけれども、火災、水害、水難等のときに出動したり、あとは警戒、訓練なども職務というふうに出ておりましたけれども、機械器具等の点検だとか、あとは最初に団員になられたときに辞令交付式などがあるかと思うのですが、こういった活動もこの報酬の対象となるのかどうかを伺います。

(危機管理課長) こちらの報酬ですが、先ほど申し上げた金額、災害出動に関しては1回につき4時間までは4,000円、4時間を超え7時間45分までは8,000円となっておりますが、先ほど委員のご指摘のあった会議であったり、それから機械器具点検、それから車両の点検、そういったものに関しては警戒、それからその他出動という形で、1,000円で支出しております。鴻巣市の場合ですと、必ず消防団員として動いた場合、1,000円の支出をしております。他の市町村では2時間以上活動をしなれば手当を出さないとか、そういった市町村がかなり多くございますが、鴻巣市消防団では必ず消防団員として動いた場合には全て支出しております。

以上でございます。

(諏訪) そうしますと、そういった活動も含めて1年間で大体何回ぐらい出動、職務をされるということでしょうか。

(危機管理課長) 分団によって若干の出動の仕方が違うのですが、必ず団本部から出動は月に1回以上定期的な出動を命じてございます。それから、先ほどおっしゃられたような辞令交付式であったり、新入団員、それから幹部のための研修というのが4月にございます。その後、7月、全消防団員を対象として団員研修、夏には荒川北縁水防訓練、これの事前の練習と当日の水防演習、そして秋になりますと特別点検がございま

すので、その特別点検のための訓練、そして当日の特別点検、出初め式、そういったものが年間の消防団員の1年間の出動になっております。その間に訓練等がございますので、例えばですが、令和2年度ですと夜警等も含めると、年間で延べですが、出動回数等としては約1,100回出動しております。火災は79回、延べの回数になりますが、そのような形で出動しております。

以上でございます。

（諏訪）ただいまの出動の回数というのは、全体でのことでよろしいわけですね。

（危機管理課長）はい、鴻巣市消防団として延べの回数になっております。

以上でございます。

（諏訪）最後になりますけれども、やはり消防団の方々、ふだんお仕事されながらの方も多くいらっしゃるかと思います。やはりいざというときに、実際に例えば洪水になっているところに出動をしましたというようなときの最低限の訓練だとかというものがどういったふうに行われているのか伺いたいと思います。

（危機管理課長）まず、最低限の訓練という、団本部が命じている訓練という形で申し上げさせていただきます。

まず、新入団員と幹部に対しては4月に訓練を行います。それから、5月から6月にかけて全消防団員を対象として団員研修を行います。また、先ほど申し上げた荒川北縁水防事務組合による水防演習の前には水防のための研修会を行っております。それと、消防団員の基本となる動作を研修する特別点検を皆様にお披露目する前に基礎訓練を行っております。このような形で年間を通して数多くの訓練を行っているのが現状でございます。

以上でございます。

（諏訪）ただいまの訓練の関連してなのですけれども、実際にそういった災害現場に出動をされて、けがをされたとか、そういった事例というのは今までありましたでしょうか。

(危機管理課長) ここ数年では災害時のけがというのはございませんでした。訓練中におけるけがというのはございましたが、災害時におけるけがというのは、ここ少なくとも数年間の間ではございませんでした。以上でございます。

(大塚) それでは、事前通告をしてありますので、その内容に基づいて何点か伺います。

今回は団員手当の、いわゆる処遇改善が目的の、消防庁でしたっけ、出されたものということで理解をしております。今回の改正の内容は、あくまでも出動報酬の改正に名称も含めてなっているはずです。いろいろこれ、当然全国的にはいろんな団体が数多く、消防団自体があるわけなので、ちょっとどんな状況なのかなというのを調べた結果であります。出動に当たらない基本報酬、基本の部分について調べた結果を申し上げますが、埼玉県内では56団体で、金額が5万400円という数字が出ておりました。56の団体のうち、順位で比べるべきかどうかは別にして、45位というランキングであります。まず、この56分の45位というのが、高いか低いかというのはちょっと一概には比べ物にはならないと思うのですが、このランキングの中で何で鴻巣が45位なのか、このランキングについて、もし確認をしていただいたのであれば、そこら辺の捉え方というか、理解の仕方、中身について、初めに伺いたいと思います。

(危機管理課長) 鴻巣市、先ほど大塚委員のご指摘のあったとおり、県内ではそのような順位にはなっておりますが、近隣の市町村であります行田市、加須市、上尾市、桶川市、北本市、この順でいきますと、鴻巣市は全て団員の報酬、それから班長の報酬、部長の報酬、副分団長の報酬、分団長の報酬、副団長の報酬、これは全て第3位、大体中間的な金額になっております。著しく鴻巣市が低いというわけではなく、全国的では3万925円というのが全国平均の数字になっております。埼玉県の一部、数年前に元の金額から倍ぐらいに上げた市町村がございますので、そういったことで平均額が上がったりはしているのですが、鴻巣市が著しく低い報酬額になっているとは考えていないのが現状でございます。以上でございます。

(大塚) 今一部金額が示されましたが、5万400円のベースとなっている交付税算入額、3万6,500円と比較をすると、そこに加えること1万3,900円という数字になっておりますので、そういう意味では従来示されていた報酬の取決めといたしますか、ルールには当然のっとっているというのは理解をするところです。今の答弁の中にあつた役職ごとの金額、恐れ入りますが、分かる範囲でもう一度お答えをお願いします。

(危機管理課長) まず、団長の報酬が21万2,400円です。副団長の報酬が13万2,000円です。分団長が10万3,200円、副分団長が8万3,400円(P.17「8万4,000円」に発言訂正)、部長が7万800円です。班長が5万4,600円、団員が5万400円です。

以上でございます。

(大塚) 役職によって21万から5万強という数字が今示されました。この金額について、担当課として十分とは言えないまでも、どんな捉え方をしているのか、その考察についてはいかがでしょうか。

(危機管理課長) 先ほど申し上げた金額で、一部私の言い間違いがございましたので、訂正をさせていただけないでしょうか。

副分団長8万3,400円と申し上げたところは8万4,000円です。申し訳ございません。

(委員長) 発言の訂正については、字句その他整理については委員長に一任願います。

それでは、引き続き説明を求めます。

(危機管理課長) こちら、先ほどもお話しさせていただいたとおり、近隣市においては大体中間ぐらいの金額になっております。特に団長の金額を言いますと、近隣市では一番高い金額となっております。鴻巣市では、今の現状の金額は妥当な金額だと考えております。

以上でございます。

(大塚) 今の直接役職についている方からこのような話を聞いたことがあります。消防団新任であってもなくても、長く経験している方であってもなくても、訓練等活動の場においては、いわゆる人の命、財産を守るために一生懸命やるのだよということを激励をしていると、役職側と

しては。そうはいっても、今現状のこの基本報酬ですか、月額、その金額で本当に真剣にといいいますか、集中してできるかどうかというのは、私はちょっと疑問だと思うのです。高ければ、金額が多ければいいというものではないというのは分かっています。ただ、一生懸命訓練して、万が一のときは頑張るのだよという檄を飛ばす側、あるいは飛ばされる側にとってはちょっと金額がどうかという疑問を持っています。先ほど上位の幾つかの団体、いわゆる市だと思いますが、そこは数年前に倍額の対応をしたというのも伺いました。鴻巣市において、今後これらを含め改定をする見込みについてはあるのかを伺います。

（危機管理課長）報酬額の金額についてですが、消防団員の士気低下につながらないように考えております。しかしながら、県内の状況、それから近隣自治体の動向を参考にしながら調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

（大塚）私の住んでいる自治会では、今年度2名を選出しました。2名の理由は、1名は長くやられた現職の団員、もう一名は全く新しく今回からということで、本人の意欲もあって2名ということになりましたが、団員の減少を防ぐためにも、有事の際のやはり地域の活動として増やしていかななくてはいけない一つの課題ではあると思います。各自治会に対して、基本的には自治会単位、町内会単位で1名とか2名とかという取決めがあるのでしょうかけれども、魅力ある団員というのを皆さんに示す一つの手段というか、一つのポイントとして、やはり報酬についてもなるべく早いうちに検討するということで、今日あしたではないです。なるべく早いタイミングで、それも含めて検討するということは私は必要かなと思います。改めて見解があればお伺いをいたします。

（危機管理課長）消防団員の魅力というところに関しましては、今年度の予算で消防団員の被服、安全管理も含めて見直しを行いまして、雨衣の装備をさせていただきたいと考えております。そのように消防団員の身なりから安全管理を含めた装備品の充実ということを行ってまいりたいと考えております。それと同じに、平行して消防団員の報酬について

も、団員の士気低下につながらないように、調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

（小泉） それでは、質問の通告をしてありましたので、通告順に従って質問したいと思えます。

1つ目の今回の報酬が変更になった背景というところなのですが、先ほど諏訪委員のほうの説明があったように、消防団員の報酬が低いということで、今回値上がりをしたということで、再度確認なのですけれども、それでよろしいかどうか、1点伺います。

（危機管理課長） 小泉委員のおっしゃるとおりです。こちらに関しまして、国のほうの消防団員の処遇等に関する検討会で審議を重ねられまして、消防庁では非常勤消防団員の報酬等の基準というものが定められまして、これに基づいて全国市町村の判断にはなるのですが、報酬の額を改めているのが今の現状でございます。

以上でございます。

（小泉） それで、現在の報酬ということで、1回2,000円ということで先ほど答弁もありましたけれども、今回議案第12号の別表第2に火災、水害、災害時職務に従事した場合について時間のくくりが示されていると思うのですけれども、その時間のくくりに対して、始まりの時間と終わりの時間を、火災であればサイレン吹鳴のメールが来たりとか、その他火災とか、吹鳴の場合は出動するのだと思うのですけれども、ホース巻きとか、火災が終わったときにホース巻き、ホースを干した後にホースを巻かなければいけないとか、その辺の時間のくくりがあるかと思うのですけれども、その辺の時間の始まりと終わりというのですか、その辺の時間の管理をどのような進め方でいくのかをお示ししていただければと思えます。

（危機管理課長） 始まりについては、火災の場合はサイレン吹鳴であったり、火災確認、それによって消防団員が災害出動する時間を始まりの時間と考えております。それから、終わりの時間は、撤収作業が終わり、次の災害に出動ができる状態までの準備が完了したところが終わりの時

間だとそのように考えて計算しております。

以上でございます。

（小泉）次の災害までの準備が終わるまでということで答弁がありましたけれども、ホースで放水したときはホースを洗ってホースを干す時間があるのですけれども、その部分というのは乾いている時間は必要ないかと思うのですけれども、ホース巻きの従事した時間を想定して報告したほうがいいのか、それともその都度ホースを洗い終わった時点で1回、2回目ホースを巻いたら2回目のときにホースを巻いたとかという部分で時間を加算して報告するのか、その辺はどういう判断なのかを伺います。

（危機管理課長）災害に出動してホースを干すまでの時間というものが一つの区切りと考えております。ホースが乾くまでの間というのは、それは計算はしておりません。また、次に何日か後にホースが乾いて、皆さん集まって、ホースを取り込んでホース巻きをされると思うのですが、それは今までどおり消防団の通常の出動という形で計算しておりますので、そのような形で災害出動はあくまでもホース撤収までの時間を考えております。

以上でございます。

（小泉）そうすると、ホースが乾燥した後のホース巻きに関しては、この下側の警戒訓練等に職務した従事ということでよろしいのでしょうか。

（危機管理課長）今小泉委員さんのおっしゃったとおりでございます。以上でございます。

（小泉）そうすると、あと分団によりけりだと思うのですけれども、分団で会議ですか、月に1回、2回分団長会議で得た情報を団員に下ろすために会議を開いている分団があるとは思っているのですけれども、それでその部分に関して定例会とか水出し、夜警等を今乾燥しているので消防団員の方頑張られると思うのですけれども、その辺の警戒訓練等の職務した従事に入るのか、会議をしたときに水出しをしたら2回のカウントになるのかとか、会議やって、水出しして、その後地域の周りを夜警して

回ったとかという場合は3回というカウントになるのか、その辺のちょっと考えをお示ししていただければと思います。

(危機管理課長) 基本的な考え方は、そこに対する分団長の命令がどのようにあったか、1つの命令に対して1回の出動という形で私どもカウントさせていただいております。会議という形で招集をかけたのであればそれで1回と。その後、続けて行っていたのであれば、1つの命令であれば1つの1回とカウントされますが、別々の内容であれば一般的には3つの命令が下ったと考えております。そうすると、3回というような形で今までも計算して報告を受けております。

以上でございます。

(小泉) 火災についてちょっと質問なのですが、火災で、今その他火災で、最近ニュースでも河川敷の火災ですか。先日も荊原で火災があったときに、サイレン吹鳴はなかったのですけれども、ほかの分団、やっぱり消防団員としての責務がありますので、近いので見に行ったという団員の方がいたという話を聞いています。そういう場合については、警戒というのですか、そういう報告とかというのはするべきなのか、するべきなのかとかというような言い方はおかしいかもしれないのですけれども、したときに警戒ということで報酬にはなるのかどうか、いかがですか。

(危機管理課長) 今の出動の場合がどのように出動されているかが今分からないのですが、もちろんそこで消防団員の活動服を着て消防活動をされたのであれば、それは消防団員としての活動になります。ただ、物見遊山で行かれたのであれば、これは消防団員としての活動ではございませんので、それは消防団員の活動外として計算はされていないというのが今までのルールでございます。ただ今回、今までは消防団員の活動服を着て、たとえ放水をしていただかなくても、そこに消防車両で出動した場合は災害出動としてカウントしていましたが、今後はそこでの活動がされるということに関して災害出動として1回ということにカウントするということで、先日の分団長会議でもご説明させていただいております。

以上でございます。

(小泉) あとそれで、これから地震とかという部分とかもあるかと思うのですけれども、あくまで分団長の、さっきのその他火災の警戒的な部分もそうなのですけれども、各分団の分団長の判断で、地震のときとかもブロック塀が崩れたとかという部分で消防車で活動をしたのですけれども、そういうその他火災とかも、分団長がちょっと見回りに行くぞという指令というのですか、指示が出れば、その部分は警戒という部分で報告するような形でいいのでしょうか。

(危機管理課長) その警戒出動が分団長が現場で必要であったと判断されたのであれば、必要な出動と考えております。こちらについては、災害のケース・バイ・ケースというところがありますが、基本的には消防団活動マニュアルというものを消防団員の皆様にお渡しさせていただいて、これを基本に行動していただければと考えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第12号 鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時47分)

(開議 午前10時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第13号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第14号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時02分)

(開議 午前11時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) それでは、何点か質問させていただきます。

まず、17ページなのですが、市民課のパスポートセンターの、コロナ禍でパスポートを切り替えたり、新たに手続取られる方はとても少なかったかと思いますが、この減額するに当たりまして何人ぐらいの分が見込まれてたのか、何人を予算を取って、何人分が減額となるのかを伺います。

(市民課長) それでは、ご質問のほうにお答えいたします。

例年、コロナ禍ではない平時だと3,000件程度の方が申請に訪れております。委員さんもお存じのとおり、コロナ禍で昨年もそうだったのですが、減額補正をさせていただきました。今年度につきましても、ワクチン接種ですとか、そういったものも現在3回目が始まっておりますけれども、今年度についてもやはりコロナのほう落ち着かなかったということがありますので、申請者数が例年の90%近くまで落ち込んでいるということになりますので、例年ですと3,000件のところ、それのおよそ90%近くが申請がなかったということで、その分についての減額補正

となっております。

以上でございます。

(諏訪) そうしましたら、次は21ページです。防犯カメラが減額になるのですけれども、そうしますとこれは計画していた防犯カメラが設置する必要がなくなったのか、それともどういった経緯で減額するということになったのでしょうか。

(自治振興課長) 今回減額の経緯なのでございますが、入札を行いまして、予定より大幅に安く応札されたため、執行残が生じたということでごさいますして、当初予定していた場所に設置しなかったとか、そういうことではございません。

以上でございます。

(諏訪) 同じページです。コミュニティバスなのですが、先ほどご説明では原油高と、あとは予定の収入が届かなかったということでの増額ということなのですけれども、先ほどご説明で原油高がお幾らで、予定収入がお幾らというふうにお話があったかと思うのですが、ちょっとすみません、原油高の分と、それぞれ分けての金額をもう一度お願いしたいと思います。

(自治振興課長) 先ほどの説明の中で収入減と原油高高騰による燃料費の増大という説明をさせてもらいました。まず……ちょっと暫時休憩、すみません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時23分)



(開議 午前 11時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 収入につきましては、朝日自動車の分が約127万5,000円ほど、ロイヤル交通につきましては約86万円ほど収入が予算より見込めませんでした。朝日自動車の運行費用でございますが、運行費用につきましては48万6,000円ほど多く運行費用がかかりました。ロイヤル交通につきましては、176万円ほど余計に運行経費がかかったと。

以上でございます。

(諏訪) 原油高の分もお願いいたします。

(自治振興課長) 原油高の分については、運行費用の部分に織り込まれております。

以上でございます。

(諏訪) 12月末ぐらいにコミュニティバス1日乗り放題というのがあって私も使わせていただいたのですが、その乗り放題の費用というのでしょうか、それはどんなふうに市ではカバーをしたのか伺います。

(自治振興課長) こちらの分については市の負担でございます。

以上でございます。

(諏訪) 市の負担なのですが、大体どのぐらいの人数があったとかというのがもし分かればお願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時28分)

(開議 午前11時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 手持ちにちょっと資料がないので、後ほど取り寄せて答弁させていただきます。

以上です。

(諏訪) では、23ページです。市民課の総合行政システムの改修委託料でございますけれども、これはマイナンバーカード保持者の転出入がワンストップで行えるように法改正がされるということでシステムの改修が必要ということなのですが、これは具体的にワンストップといいますと、転出する側がそのまま転入先にデータが行くということでしょうか。

(市民課長) それでは、お答えいたします。

現在転入手続をするに当たっては、転出地の自治体で転出証明を受け取って、転入先の自治体に届けとともに提出するというような手続を行います。転出する市町村の窓口、転入する自治体の窓口、どちらにも手続

が必要となっていると。転入時に住民登録及び住民登録に関する一連の事務の処理に多くの時間が今現在かかっているというような状況があります。こういった中で住民の来庁負担の軽減、窓口の時間の短縮だとか、そういったのが図られるということでこのシステムの改修を行うということになっております。この改修後どうなるかと申しますと、マイナポータルで手続を行って、転出証明書の情報、それを転入先の自治体に通知が行きます。事前にこの準備を行えるということで転出する市町村には出向くことが要らなくなる。転入先にはもう事前にデータが行っておりますので、転入先に手続に行ったときには時間短縮になるということで、そういったワンストップが図られるといった、そういったものになります。

以上でございます。

（諏訪） そうしますと、転出する際にご本人がご自分でマイナポータルで手続をしなければならないということでしょうか。

（市民課長） 転出する方がご自分のそういった端末を使って手続をしていただくということになります。

以上でございます。

（諏訪） そうしますと、マイナポータルがうまく使えないような方はどのような手続になりますか。

（市民課長） そうしましたら、実際に使えない方というのも恐らくいらっしゃるかと思えますけれども、電話等で問合せをしていただいて、やり方等をこちらでお教えしますので、それに基づいてやっていただくというような丁寧なサービスを展開してまいりたいと思います。

以上でございます。

（諏訪） 27ページでございます。こちらのほうの新ごみ処理施設の整備事業の減額でございますけれども、こちらのほうはそれまで予定していたものが当市だけのものだったわけで、今度2市1町の枠組みができたためにこれが減額ということでよろしいわけですね。それで、今後新年度の予算の中では、これに代わるものとしてはどういったものが予定されているのか伺います。

(環境課長) 諏訪委員のご質問にお答えします。

新ごみ処理施設整備事業の委託については、今回減額ということでお出しさせていただいております。理由としては先ほどご説明させていただいたのですが、令和3年度予算を組ませていただく際には本市と北本市で行っており、明確な枠組み等が構築されておりましたので、今後枠組みの構築や規模等を検討していきたいということで委託料を上げさせていただいたのですけれども、基本合意の締結や、中部環境保全組合で令和4年度から新施設に関する事業が開始されるということで今回の減額になったわけですけれども、令和4年度以降の新施設に関する新たな計画策定等については埼玉中部環境保全組合の負担金の中で、現施設に加えて新施設に関する事業の費用についても負担金の中に入っているものと思われま

以上です。

(諏訪) そうでしたら、29ページです。29ページの森林環境整備基金積立金でございますけれども、こちらは先ほどご説明では……ごめんなさい。間違えました。その下の道の駅整備プロジェクトでございます。こちらのほうがマイナス補正ということですのでけれども、用地購入の土地代が大分予定より低かったということでございますけれども、用地購入に関してはまだまだ続くわけでございますでしょうか。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えいたします。

道の駅整備事業、道の駅の本体となる部分につきましては、今年度で全ての方との契約が現時点で終わっております。来年度以降につきましては、今度は道の駅へのアクセスに伴う道路、そちらの用地取得費を来年度から計上しているといった内容となっております。

以上です。

(諏訪) ただいまの再質問ですが、用地取得のほうはもう今年度で終わりということですが、大分低くなっているということ、いわゆる地権者との当然交渉の中でそれらが解消されたということだと思いますが、もともとの不動産鑑定というのでしょうか、との開きというのはどういったことが考えられるのでしょうか。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えさせていただきます。当初計上した予算の内容ですと、周辺の道路事業、そちらを基に当初計上させていただいております。それが約1万円という形で計上していたのですが、今回土地の鑑定をした中でその金額よりも低かったということで、そちらは土地評価の妥当性ということで問題ないと判断しておりますし、各地権者におきましても当初の予算での交渉という形はしておりませんので、当初から鑑定した形での評価額での交渉という形で行っております。

(諏訪) そういたしますと、地権者の方と価格交渉というのでしょうか、そういったことをするに当たっては、当初の土地の鑑定の値段などは提示はしないで行うということによろしいのでしょうか。

(道の駅整備プロジェクト課長) 当初の予算計上した額という形では交渉は一切していなくて、あくまでもその土地の評価に合った価格での交渉という形で進めております。

(諏訪) 今度はアクセス道路の用地の買収に入っていくということなのですが、アクセス道路に係る用地に関しての土地の鑑定はこれからですよ。

(道の駅整備プロジェクト課長) またこれから鑑定のほうを始めまして、それに伴って交渉を進めていく形となります。

(坂本) 諏訪委員からも質問が出ました21ページの防犯カメラについてなのですが、当初予算でもどの場所とかということも、もしかすると聞いたと思うのですが、その場所と台数がどうだったのか教えてください。

(自治振興課長) 台数についてお答えいたします。

台数は6台設置いたしました。場所は、鴻巣駅東口ロータリー1台、中央図書館入り口信号機の交差点に1台、北鴻巣駅東口に1台、西口に1台、吹上駅北口に1台、吹上駅南口に1台、合計6台設置いたしました。以上でございます。

(坂本) 今後もこの防犯カメラは積極的に設置していく予定なのでしょうか。

(自治振興課長) 地域防犯体制には必要なものと考えていますので、県の補助金とか、あと防犯の状況を踏まえながら設置をしていきたいと思っています。

以上です。

(坂本) では、次に移りまして、31ページなのですが、キャッシュレス型の消費活性化事業の負担金ということで減額になりました。これ補正の予算書の見方がちょっと分からなくて、もともと幾らを予定していて、幾ら減額になったのでしょうか。

(商工観光課長) 当初の予算ですと7,075万4,000円、これは事務経費ですとか、その辺も含めての金額になると思います。今回実際に30%のキャッシュレス還元という形になりますけれども、そちらの付与金額が5,281万1,835円というところからこの金額の減額となったということでございます。

以上です。

(坂本) これPayPayの30%の戻りで、どれぐらいの効果があつたのかというのはどうでしょうか。

(商工観光課長) 付与金額が約5,000万ぐらいということで、これが実際30%の還元率ということですので、実際どれぐらい使われたかというのが正直あれなところがあるのですけれども、金額としてはかなり、相当な経済効果というのが実際にあつたというふうに考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時42分)



(開議 午後零時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、自治振興課長から発言の申出がありましたので、許可をいたします。

(自治振興課長) 先ほど諏訪委員のほうから、市民の記念事業のフラワー号の無料運行、どのぐらいの人数が使ったのかという質問に対してお

答えできなかったので、調べましたのでお答えいたします。

12月25日、26日の2日間行われまして、1,631人の方が無料乗車をされました。

以上でございます。

(委員長) これより質疑を求めます。ほかに質疑はありませんか。

(大塚) それでは、補正予算21ページの中ほどであります。自治振興課が所管する防犯カメラの設置についてであります。何人かの質問の中では、確かに入札後、予定よりも大きく、安い金額で執行できたということで、執行残であるという説明でありました。予算でいきますと478万5,000円、これからすると、約半分の金額が今回減額補正になっていると思います。

まず1点目伺いたいのは、防犯カメラ今回6台、3駅、それぞれ近く、2か所ずつということではありますが、防犯カメラの現在の設置状況、全体の状況、それについて伺います。

(自治振興課長) お答えいたします。

全体の設置状況でございますが、今年度設置した6台を含めて、鴻巣市内には20台設置しております。場所につきましては、鴻巣駅東口に10台、西口に2台、北鴻巣駅東口に2台、北鴻巣西口に2台、吹上駅北口に2台、南口に2台、合計20台設置しております。

以上でございます。

(大塚) そうしますと、過去に20台の実績があって、今回令和3年度の予算に計上して、たまたま安くできたということではありますが、正直言うと、金額的なところを比較しますと、おおむね半分程度で間に合ったというのは、予算計上したときに何を基に算出したのかなというのがちょっと疑問なのです。今伺うと、過去に20台やっているわけですから、その20台の平均なのか、直近の金額が多分算出根拠になっていると思うのですが、最終的にここまで安くできた、執行できたというか、その要因については分析はされているのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

(委員長) 答弁を求めます。

(自治振興課長) 約50%程度で落札したことについての要因というのは特に分析はしていないのですが、こちらもここまで安く応札されるとは思っておりませんでした。今回入札に当たっての設計は、防犯カメラもメーカーから見積りを取って積算をしております。ですので、来年度はなるべく適正というか、きっちり設計をして入札に当たりたいと思います。

以上でございます。

(大塚) なるべく確実性の高い予算計上の中で執行するというの是一般的なので、それについては今後配慮するというところで理解をしております。

続いて、今伺った合計26か所になると思うのですが、壁の設置です。合計26でよろしいですか。

(何事か声あり)

(大塚) 失礼しました。合計で20ということで伺いますが、全てが駅周辺。駅周辺につけるメリット、それから逆に言うと、他の委員の質問では、今後も増やしていく予定だという答弁でありました。そうすると、駅につける、近くにおいて設置するメリットも含めて、今後どういう形で増やしていくのか。具体的にはどんな施設、どんな状況のところにカメラがあるべきという思いでいるのか、今後について伺います。

(自治振興課長) 今後のことについてということでございますので、来年度予算との関係も出てきます。ちょっと前のめりに話をするのですが、やはり人が密集するところ、集まる場所、あと警察いわく、駅周辺ということを知っております。ですので、駅周辺、駅の自由通路とか、そういうところも含めまして、今後警察とも場所の相談をしながら設置を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(大塚) 1つの外れなことを伺いますけれども、今回防犯カメラ合計20台というのは、あくまでも防犯カメラというくくりの中であれば、例えば市民生活部、環境経済部以外のところでも防犯カメラの設置というのは進んでいるとかやっているかどうか、ちょっと分かる方がいればお伺い

したいのですが、どうでしょう。

(委員長) 答弁を求めます。

(環境経済部長) 環境経済部では、管理しているところで、例えば商店街のところがあるかと思うのですけれども、特別聞いたことはない。ただ、個人的に恐らくお店に何かつけられている方がお見えになるかなと思います。恐らく警察とかそういったところの情報もいろいろ拾っていったりしているようなケースが見受けられますので、商店街であるとか商工会のほうで、改めて防犯カメラを設置しているというのは聞いておりません。

以上です。

(大塚) 分かりました。恐らくほかの部では対応していないという認識の中で1点だけ伺いますが、人が集まるところを中心に、一つの目安としてということでありました。例えば全く部は違うのですが、市内の小中学校に目を向けてみると、敷地内、いわゆる校内の中では3点もしくは4点のカメラが多分設置してあるのです。ところが、一步公道というか外に出ると、出入口とかそういうところって多分そこまではいっていないと思うのです。本来防犯カメラは、市民の生活とか安心安全を守るためにつけるので、いわゆる部を超えて、市全体で検討していかないと、防犯カメラの有効活用も図れないのかなとちょっと感じています。そこから、今後の見込みということで、駅が終わったら、さらに広げていくという議論が市全体でできるかどうか、それを最後に伺います。

(自治振興課長) 防犯上必要なところにカメラを設置していきたいと思えます。ただ、いろんな場所等がございますので、優先順位を定めて、議論をして、設置のほうの継続をしていきたいと思えます。

以上でございます。

(羽鳥) 何点か質疑をさせていただきます。

同じく20ページ、21ページのところなのですが、防犯カメラの点についてなのですが、これは県からの支出金として3分の1の補助が出されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

(自治振興課長) はい、3分の1の補助でございます。

(羽鳥) その補助をいただくに当たって、何らかの条件はあるのでしょうか。

(自治振興課長) 防犯カメラがついていないところに設置をするということなので、特に恐らく場所とか、そういう条件かなと思うのですけれども、そういう条件は特にございませぬ。

(羽鳥) 最初の防犯カメラを設置してからもうしばらくたつのですが、防犯カメラの技術も向上して、今、防犯カメラの規格として、どれぐらいの規格が行政の防犯カメラとして必要とされているのかお聞きをいたします。

(自治振興課長) 行政というか、市がつけている防犯カメラの性能をご紹介いたしますと、まずカメラ、性能なのですけれども、本体にまずデータが記録ができるもの、カメラと録画機が一体となったもの、画素数は200万画素となっております。また、録画されたデータの保存は、14日間保存するような形となっております。

以上でございます。

(羽鳥) ちまたで今、交通事故に関して、またはあおり運転の抑止力としてドライブレコーダーというのが車につけられているのです。これも本当に年々というより、日に日に規格が高くなってきて、今ハイビジョンからもう4K規格、そういうレベルまで上がってきているのです。そうしますと、200万画素というのは本当に乏しい技術だというふうに認識してしまうのです。そうしますと、こういう事件が起きた場合、200万画素で顔の認識が、距離が相当あるでしょうから、できるのかどうか、非常に不安なのですが、その点いかがですか。

(自治振興課長) 画素数の問題というのは、録画時間とのトレードオフというか、画素数が多くなれば録画する時間が短くなったり、画素数が少ないと録画する時間が長くなったりするという、そういうふうな部分がございます。顔の認識とかできないということについては、遠いとやっぱりそれは見えないのですけれども、近くであれば特に認識できないということはありませんでしたので、委員ご指摘のとおり、なるべく予算の範囲内で、よりいいものを選定をしていきたいと思っています。

以上でございます。

（羽鳥）正直、200万画素とお聞きして、大変心もとない規格だなと思っておるのですが、これ実際に犯罪の抑止のためか、それとも犯罪の起こった場合の把握のためか、どちらのためにこの防犯カメラを設置されるのかお聞きいたします。

（自治振興課長）委員ご指摘のとおり、抑止と、実際警察でも請求があって、提出をして、犯人逮捕につながったかどうかという結果は聞いていませんけれども、捜査に使われていますので、両方だと思っております。

以上でございます。

（羽鳥）今答弁の中でもあったのですが、実際警察への活用事例というのはどれぐらいあったのでしょうか。

（自治振興課長）警察署へのデータ提供なのですけれども、年1件から3件程度ございまして、令和2年度は3件、令和3年度は1月末現在で4件ございました。

以上でございます。

（羽鳥）それでは次に、22、23ページのパスポートセンター管理運営事業なのですが、先ほどびっくりしたのですが、9割方減ってしまったという状況をお聞きしたのですが、これでパスポートセンターの管理運営がまともにできているのかということについて、まずお聞きいたします。

（市民課長）では、お答えいたします。

例年ですと、先ほど答弁したと思えますけれども、3,000件程度申請があるのですけれども、コロナ禍ということで申請は少ないのですが、実際にパスポートセンターと、あそこは市民サービスコーナー、そちらも併設しているということになりますので、パスポートだけではなくて、証明書類、その他ほかの各課のチラシとか、そういったものを置いてありますので、その辺で運営はできていると思っております。

以上でございます。

（羽鳥）このパスポートセンターは、結局県からの委嘱というか、移管を受けて市のほうでやられているという理解でいいと思うのですが、こ

のような発行形態ですと、パスポートセンター鴻巣市さん要らないのではないかという声が県のほうから起きてこないのでしょうか、そこをお聞きいたします。

（市民課長）うちの鴻巣市のパスポートセンターだけではなくて、全国的にこのコロナ禍ということで、どうしても申請者が少ないというのがありますので、ですので鴻巣市は要らないといった、そういったことの県からのお話等はございません。

以上でございます。

（羽鳥）鴻巣市のパスポートセンター、たしか鴻巣市民だけですよね。これを今後、市外の方も受けられるような体制が、取ることが可能なのでしょうか。その点、ちょっと知識がなくて申し訳ないのですが、お聞きをいたします。

（市民課長）実際、鴻巣の方が298名、令和3年度の市町村別申請件数一覧というところが統計であるのですけれども、そのうち89%が鴻巣市のパスポートセンターを利用しているということがありますので、あとは鴻巣市民以外の方というのは当然大宮のパスポートセンターだとか、ああいったところで、この辺だと熊谷、そういったところにもありますので、ですので鴻巣市民を当パスポートセンターでは取扱いをしているということです。その辺については今後、県との協議等が必要になってくると思います。

以上でございます。

（羽鳥）以前の記憶なのですが、たしか市のほうでパスポートセンター管理運営が始まった頃、思ったほど鴻巣市民がこの市のパスポートセンターで発行していただけなかったという記憶があったのです。そのところ、やっぱり鴻巣市民、利便性は一番いい場所ですから、より一層使ってもらおうという方策は何らか考えられないかお聞きいたします。

（市民課長）羽鳥委員ご指摘のとおり、利便性のいい場所というのは我々も感じているところでございますので、鴻巣市民がパスポート、このコロナ禍でなかなかパスポート申請する方というのはいらっしゃらないのですけれども、今後コロナが明けて、以前のような平和な時代といい

ますか、そういったものを見据えて、広報ですとかSNS、あらゆる手を使って周知のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) では、次の30、31ページですが、18の負担金、補助金及び交付金のキャッシュレス型消費活性化事業負担金なのですが、結局は1,800万円近いお金が残ってしまったわけなのですが、今回のこの事業の成果、いかがお考えか、まずお聞きいたします。

(商工観光課長) 今回でいいますと、先ほど午前中ですか、坂本委員のほうからも、実際経済効果はどれぐらいあったかというのがまず一つの指標となると思います。先ほどちょっと細かい数字を持っていなかったものですから、ちょっとご報告というか、お話できなかったのですが、ポイント額としまして、これ30%、1回のキャッシュレスで2,000円上限で、一月で1万円が上限という形になっておりまして、ポイント額、実際に支払われたポイント額が5,005万9,861円になっております。これを30%ポイント金額になっていきますので、割り返しますと、約1億6,686万6,203円、これが30%で割り返した場合のポイントの経済効果となっております。実際に、先ほど言いましたように、1回2,000円が上限でありますので、例えば3,000円使ったとしても、上限が2,000円のポイントしか1回つきませんので、その方も1か月で1万円というところですので、経済効果としては、大体2億……ちょっと計算が実際にどのぐらい使われたかというのは分からないところがありますので、分かりませんが、1億6,700万以上の経済効果があったのかなというふうに考えているところで、効果自体はかなり大きかったというふうに考えているところです。

以上です。

(羽鳥) これ思いのほか、市内の事業だったのですが、市外の方の活用が多いとお聞きしているのです。私どういうふうに調べてくるのか分からないのですが、県外の方も鴻巣市でPay Payやっているよと、30%返ってくるよという情報が、もうちまたで広まっているのです。そういう点において、今回残が残ってしまったので、ぜひとも市内の方に

より一層活用してほしい。そうすると、この P a y P a y のシステムがアプリとして入っていないといけないわけです。その普及促進、何らか今後検討するべきだと思うのですが、その点について何か検討はされていますか。

（商工観光課長）今後、やはりキャッシュレスというのが避けられないところというふうに考えております。P a y P a y に限らず、今後もキャッシュレス、当然普及、今回でいいますとコロナというところもあって、非接触というのが一番大きな要因だったとは思いますが、当然今後はキャッシュレスが主流になっていくところもございまして、そちらにつきましては今後また研究、検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

（羽鳥）たしか2020年にオリンピックが行われるはずだったのですが、それまでに日本のシステムとしてキャッシュレス化をもうほぼ100%に近い状況に持っていこうという計画もあったはずなのですが、国とのリンクは今後どうなるか、お聞かせください。

（商工観光課長）国とのリンクというと、具体的に今現在キャッシュレス、やはり当然今後の主流になっていくところで、P a y P a y に限らず、例えばクレジットカードですとか、いろんなキャッシュレス決済増えてきておりますので、今後の状況等を見ながら、また今後、こちらとしても対応、経済対策というところでも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

（羽鳥）それでは、ちょっとページ戻りますが、28、29ページです。道の駅整備プロジェクトの中の道の駅整備事業で、大きな減があったということなので、そこを進捗状況を含めて再度説明を願います。

（道の駅整備プロジェクト課長）それでは、お答えいたします。

今回、減額補正ということで上げさせていただいておりますけれども、まず委託料の中の地質調査業務、さらに設計業務につきましては入札執行残という形となっております。

続きまして、分筆登記作成委託料、こちらにつきましては、先ほど述べさせていただきましたが、国と市で行っている事業でありますので、国のほうで実施していただいたということによる減となります。

さらに用地購入費につきましても、先ほどちょっとご説明させていただきましたが、評価額が当初予算で見込んだよりも下がったことによる減ということで、合わせて7,760万5,000円の減額となっております。

(羽鳥) そうしますと、まず大きく設計委託料は2,900万円減になっていきますよね。そのところについてはどのような結果なのかお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 設計業務委託料につきましては、2つの設計業務を行っております。まず1つの業務といたしまして、アクセス道路実施設計業務委託、こちらにつきましては入札執行残、入札執行率ということで、約60%に近い金額での入札執行となっていることによる減額が発生していると。さらにもう一つの設計業務といたしましては、造成調整池の設計業務委託となっております。こちらにつきましても入札執行率が54%ということで、かなり低い額での入札執行残ということになっております。

以上でございます。

(羽鳥) では、もう一点のほうの土地のほうなのですが、結局1平米1万円で最初出ていましたよね、以前の説明では。それが大きく変わってしまったと。それで、よく地権者の方がご理解いただいたというのが本当に不思議で仕方ないのですが、その点についてお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えいたします。まず、予算を計上する段階で土地の評価というものをしておりませんでしたので、周辺の道路整備事業などを参考にしてまず1万円というのを予算を計上したことになっております。その後、土地の評価というものを行いまして、それで金額のほう下がったと。その土地の評価を基に地権者さんとの、価格の交渉ではなく、そういった用地交渉の中でのそういった金額を提示しておりますので、当初予算計上している額との比較ということではなく、あくまでも土地評価をした額での用地交渉を行

っているということになります。

以上でございます。

(羽鳥) そうしますと、この用地交渉、結果として1平米幾らで交渉されたかというのは聞けるのですか。

(道の駅整備プロジェクト課長) これにつきましては、今後のアクセス道路整備事業、アクセス道路のほうの用地買収もありますので、正確な金額というのはお答えできないのですけれども、通常の標準的な価格の中で出しているということですので、金額につきましてはちょっとお答えできない形でご了承いただければと思います。

その中で、標準値的なものの中で、平均値といたしまして約8,800円程度の、1平米当たり8,800円ということで価格のほうは設定しております。以上です。

(羽鳥) それでは、今後のこのプロジェクトの進め方、最後お聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) まず今年度、用地取得、用地買収のほうが図られましたので、来年度から造成工事を進めていきたいと考えております。その後、施設の設計を行い、本体の工事を行っていくような形でのスケジュールを考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第13号 令和3年度鴻巣一般会計補正予算（第14号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時26分）

（開議 午後1時31分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第19号 令和4年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時59分）

（開議 午後2時12分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はお疲れさまでした。

（散会 午後3時17分）